平成２２年（フ）第１７８８号
仙台市宮城野区岩切２丁目10番13号　ハミルトンハウス弐番館205
破産者　布施　　勇
1　期日　平成23年６月30日午後１時40分
2　会議の目的　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
平成23年４月27日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５６号
仙台市宮城野区福室５丁目23番８―304号
破産者　鈴木　淳子
1　期日　平成23年７月７日午前10時
2　会議の目的　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
平成23年４月25日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６０号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目40番20号　サンハイツ大泉201
破産者　関哉佐知子
1　期日　平成23年７月14日午前11時30分
2　会議の目的　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
平成23年４月25日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５７号
宮城県石巻市羽黒町２丁目５番７号
破産者　沼田　清一
1　期日　平成23年６月15日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告
平成23年４月22日　仙台地方裁判所石巻支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第４２８号
宮崎県西都市大字鹿野田503番地
破産者　有限会社河野土木
異議申述期間　平成23年６月28日まで
平成23年４月28日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４２号
宮崎市大字浮田773番地１
破産者　有限会社丸一緑化産業
異議申述期間　平成23年６月28日まで
平成23年４月28日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第５号
札幌市中央区大通東２丁目４番地
清算株式会社　株式会社丸井ソフトサービス
代表清算人　神戸　俊昭
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第３００２号
大阪府高槻市上田辺町４番１号
清算株式会社　株式会社ノースヒルズマネジメント
1　決定年月日　平成23年４月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第２号
岐阜県大垣市宮町１丁目４番地
清算株式会社　株式会社島田洋行
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２３年（ヒ）第１００１号
神戸市中央区中山手通２丁目18番10号
清算株式会社　株式会社ＢＥＲＧ
代表清算人　申　　英敏
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２００２号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社アール
代表清算人　青木　　康
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
協定債権（以下当該債権者を「協定債権者」という。）については、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　清算株式会社アール（以下「会社」という。）は、協定債権者長野県信用保証協会及び長野信用金庫に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、別紙協定案別表の債権額欄記載の債権額の0.1％の金員を支払う。詳細は、別紙協定案別表記載のとおりである。
⑵　協定債権者長野県信用保証協会及び長野信用金庫は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、協定債権全額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　協定債権者宮坂通、宮坂成子、宮坂ツル、宮坂賢、宮坂志保および宮坂眞保は、会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、協定債権全額につき、その債務を免除する。
⑷　会社は、１⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、協定債権者長野県信用保証協会及び長野信用金庫に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を１⑴の債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、１⑵の規定により会社が受けた免除の額は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は協定債権者の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第１０号
大阪府泉佐野市りんくう往来北２番地の21
再生債務者　りんくう国際物流株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区高麗橋３－１－14　高麗橋山本ビル５階　興和法律事務所　弁護士　阿多　博文
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年４月22日
大阪地方裁判所第６民事部